

様式第 1

第 1 種特定化学物質製造許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第17条第 1 項の許可を受けたいので、同条第 2 項の規定により次のとおり申請します。

- 1 事業者名及びその所在地
- 2 第 1 種特定化学物質の名称
- 3 製造設備の構造（別添図面のとおり）
- 4 製造設備の能力

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 製造設備の構造については、別添図面とすること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 2

第 1 種特定化学物質製造設備の構造等変更許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 (印)
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第21条第 1 項の変更の許可を受けたいので、同項の規定により次のとおり申請します。

- 1 事業者名及びその所在地
- 2 第 1 種特定化学物質の名称
- 3 変更の種類及びその内容
- 4 変更の理由

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 3

第 1 種特定化学物質製造事業に関する変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 (印)
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第21条第 2 項の規定により、次のとおり
届け出ます。

- 1 変更の種類及びその内容
- 2 変更の理由
- 3 変更の年月日

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 4

第 1 種特定化学物質輸入許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 (印)
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第22条第 1 項の許可を受けたいので、同条第 2 項の規定により次のとおり申請します。

1 第 1 種特定化学物質の名称

2 輸入数量

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第5（第5条の2関係）

第1種特定化学物質使用届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 (印)
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第26条第1項の規定により、次のとおり
届け出ます。

1 事業所名及びその所在地

2 第1種特定化学物質の名称及びその用途

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連
絡先を記載すること。

様式第 6（第 5 条の 3 関係）

第 1 種特定化学物質届出使用に関する変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 (印)
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第26条第 2 項の規定により、次のとおり
届け出ます。

- 1 変更の種類及びその内容
- 2 変更の理由
- 3 変更の年月日

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
3 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連
絡先を記載すること。

様式第 7

許可製造業者
第 1 種特定化学物質許可輸入者地位承継届出書
届出使用者

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 (印)
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第27条第 2 項の規定により、次のとおり
届け出ます。

- 1 承継の原因
- 2 被承継者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 3 被承継者の住所

- 4 被承継者が法第22条第 1 項の許可を受けた年月日及び許可番号
第26条第 1 項の届出を行つた年月日

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 標題中の「許可製造業者」、「許可輸入者」及び「届出使用者」のうち該当し
ない文字はまつ消すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 8

許可製造業者
第 1 種特定化学物質許可輸入者相続同意証明書
届出使用者

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名
住所



許可製造業者
次のとおり第 1 種特定化学物質許可輸入者について相続がありましたことを証明しま
届出使用者

す。

1 被相続人の氏名及び住所

第17条第 1 項の許可を受けた年月日及び許可番号
2 被相続人が法第22条第 1 項の許可を受けた年月日及び許可番号
第26条第 1 項の届出を行つた年月日

許可製造業者
3 第 1 種特定化学物質許可輸入者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び
届出使用者

住所

4 相続開始の年月日

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 標題中の「許可製造業者」、「許可輸入者」及び「届出使用者」のうち該当し
ない文字はまつ消すること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

許可製造業者
4 証明書は、第 1 種特定化学物質許可輸入者の地位を承継する者として選定さ
届出使用者

れた者以外の相続人全員が記名押印すること。ただし、氏名を記載し、押印する
ことに代えて、署名することができる。

様式第 9

許可製造業者
第 1 種特定化学物質許可輸入者相続証明書
届出使用者

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 (印)
住所
氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 (印)
住所

許可製造業者
次のとおり第 1 種特定化学物質許可輸入者について相続があつたことを証明します。
届出使用者

1 被相続人の氏名及び住所

- 第17条第 1 項の許可を受けた年月日及び許可番号
2 被相続人が法第22条第 1 項の許可を受けた年月日及び許可番号
第26条第 1 項の届出を行つた年月日

- 許可製造業者
3 第 1 種特定化学物質許可輸入者の地位を承継した者の氏名及び住所
届出使用者

4 相続開始の年月日

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 標題中の「許可製造業者」、「許可輸入者」及び「届出使用者」のうち該当しない文字はまつ消すること。
3 証明者は、2 人以上とすること。
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第10

第1種特定化学物質^{許可製造}事業廃止届出書_{届出使用}

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 (印)
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第32条第1項の規定により、次のとおり
届け出ます。

- 1 廃止に係る第1種特定化学物質の名称
- 2 廃止に係る事業所名及びその所在地
- 3 法^{第17条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号}
第26条第1項の届出を行つた年月日
- 4 廃止の年月日
- 5 廃止の理由

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 標題中の「許可製造」及び「届出使用」のうち該当しない文字はまつ消すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第11（第9条の2第2項関係）

[書類名] 一般化学物質製造数量等届出書 1 / 2

[提出日] 年 月 日

[あて先] 経済産業大臣 殿

1. 届出者の氏名・住所

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

[届出者の住所]

[届出者等コード又は届出者等整理コード]

2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

(1)化学物質名称等

[物質名称]

[官報整理番号]

—

[その他の番号]

—

—

[高分子化合物の該当の有無（該当する場合は○印を記入）]

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
2. 届出者等コードとは、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第2項の規定によりあらかじめ付与したコードである。
3. 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
5. 出荷数量には、同一企業内の他事業所での自家消費数量を含めること。
6. 記入単位はtとして、有効数字を1桁として記入すること。なお、四捨五入前の数量が1.0t 以上の場合は届出の対象。
7. 届出者等整理コード、官報整理番号、その他の番号、高分子化合物の該当の有無及び用途番号は、記入要領を参考とすること。
8. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記入要領に掲げる用途のうち「98（その他）」と記入した場合には、具体的な用途名を記入すること。
9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

2 / 2

[illegible]

様式第12（第9条の3第2項関係）

[書類名]
優先評価化学物質製造数量等届出書

1 / 3

[提出日]

年
月
日

[あて先]

経済産業大臣 殿

1. 届出者の氏名・住所

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

印

[届出者の住所]

[届出者等コード又は届出者等整理コード]

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. 届出者等コードとは、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第2項の規定によりあらかじめ付与したコードである。

3. 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

5. 出荷数量には、同一企業内の他事業所での自家消費数量を含めること。また、その場合には、自家消費をした事業所の所在都道府県を出荷先としてその数量を記載すること。

6. 記入単位はtとして、小数点以下は四捨五入の上記入すること。なお、四捨五入前の数量が1.0t以上の場合は届出の対象。

7. 届出者等整理コード、官報整理番号、その他の番号、高分子化合物の該当の有無、都道府県番号、国・地域番号及び用途番号は、記入要領を参考とすること。

8. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記入要領に掲げる用途のうち「98（その他）」と記入した場合には、具体的な用途名を記入すること。

9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

2 / 3

(1) 化学物質名称等

[物質名称]

[物質管理番号]

--	--	--	--	--

 —

--	--

[官報整理番号]

	—				
--	---	--	--	--	--

[その他の番号]

								—			—	
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	---	--

[高分子化合物の該当の有無（該当する場合は○印を記入）]

--

(2) 製造数量、輸入数量及び出荷数量 (単位：t)

--	--

 年度実績値

	製造数量 (t)	輸入数量 (t)	出荷数量 (t)
年度計			

3. 化学物質の製造等

(1) 製造した事業所名及びその所在地

()

(2) 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した国・地域別輸入数量

都道府県番号	製造数量 (t)	国・地域番号	輸入数量 (t)						
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>0</td><td></td><td></td></tr></table>	0			(t)	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				(t)
0									
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>0</td><td></td><td></td></tr></table>	0			(t)	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				(t)
0									
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>0</td><td></td><td></td></tr></table>	0			(t)	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				(t)
0									
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>0</td><td></td><td></td></tr></table>	0			(t)	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				(t)
0									
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>0</td><td></td><td></td></tr></table>	0			(t)	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				(t)
0									

3 / 3

出荷数量 (t)

合計

(t)

[書類名] 監視化学物質等製造数量等届出書 1 / 3

[提出日] 年 月 日

[あて先] 経済産業大臣 殿

1. 化学物質の区分及び届出者の氏名・住所

[化学物質の種類及び適用条文（該当するものに○印を記入）]

(1)監視化学物質（法第13条第1項）

(2)第2種特定化学物質（法第35条第6項）

(3)第2種特定化学物質使用製品（法第35条第6項）

《注：第2種特定化学物質又は第2種特定化学物質使用製品の次年度予定数量又は変更届出数量は、別途様式第14で報告すること》

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

.....
..... (印)

[届出者の住所]

.....

[届出者等コード又は届出者等整理コード]

--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2. 届出者等コードとは、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第2項の規定によりあらかじめ付与したコードである。
- 3. 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 5. 出荷数量には、同一企業内の他事業所での自家消費数量を含めること。また、その場合には、自家消費をした事業所の所在都道府県を出荷先としてその数量を記載すること。
- 6. 記入単位はkgとして、小数点以下は四捨五入の上記入すること。なお、四捨五入前の数量が1.0kg以上の場合は届出の対象。
- 7. 届出者等整理コード、物質管理番号、官報整理番号、その他の番号、都道府県番号、国・地域番号及び用途番号は、記入要領を参考とすること。
- 8. 具体的な用途の欄は、用途番号の欄に記入要領に掲げる用途のうち「98（その他）」と記入した場合には、具体的な用途名を記入すること。
- 9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

(1) 化学物質名称等

[物質名称]

[物質管理番号]

					—		
--	--	--	--	--	---	--	--

[官報整理番号]

	—				
--	---	--	--	--	--

[その他の番号]

								—			—	
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	---	--

(2) 製造数量、輸入数量及び出荷数量

(単位：kg)

--	--

年度実績値

	製造数量 (kg)	輸入数量 (kg)	出荷数量 (kg)
年度計			

3. 化学物質の製造等

(1) 製造した事業所名及びその所在地

--

(2) 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した国・地域別輸入数量

《注：第2種特定化学物質使用製品の輸入数量を含む》

都道府県番号	製造数量	国・地域番号	輸入数量
	(kg)		(kg)
0			
	(kg)		(kg)
0			
	(kg)		(kg)
0			
	(kg)		(kg)
0			
	(kg)		(kg)
0			
	(kg)		(kg)

(3)都道府県別（又は国・地域別）及び用途別出荷数量

都道府県又は国・地域番号	用途番号	出荷数量 (kg)
具体的用途	— ()	(kg)
具体的用途	— ()	(kg)
具体的用途	— ()	(kg)
具体的用途	— ()	(kg)
具体的用途	— ()	(kg)
具体的用途	— ()	(kg)
具体的用途	— ()	(kg)
具体的用途	— ()	(kg)
具体的用途	— ()	(kg)
具体的用途	— ()	(kg)
具体的用途	— ()	(kg)
具体的用途	— ()	(kg)
具体的用途	— ()	(kg)
具体的用途	— ()	(kg)
合 計		(kg)

[書類名] 第2種特定化学物質製造（輸入）予定数量届出書又は変更届出書
（第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量届出書又は変更届出書）

[提出日] 年 月 日

[あて先] 経済産業大臣 殿

1. 化学物質等の区分及び届出者の氏名・住所

[化学物質の種類及び適用条文（該当するものに○印を記入）]

- (1)第2種特定化学物質製造（輸入）予定数量届出書（法第35条第1項）
(2)第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量届出書（法第35条第1項）
(3)第2種特定化学物質製造（輸入）予定数量変更届出書（法第35条第2項）
(4)第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量変更届出書（法第35条第2項）

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

.....
.....
.....

印

[届出者の住所]

.....

[届出者等コード又は届出者等整理コード]

--	--	--	--	--	--	--	--

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. 届出者等コードとは、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第2項の規定によりあらかじめ付与したコードである。

3. 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

5. 出荷予定数量には、同一企業内の他事業所での自家消費予定数量を含めること。また、その場合には、自家消費をする事業所の所在都道府県を出荷先としてその数量を記載すること。

6. 第2種特定化学物質使用製品を輸入しようとする場合にあつては、2. (2)及び4. の各欄には製品中の第2種特定化学物質の含有数量を記載すること。

7. 記入単位はkgとして、小数点以下は四捨五入の上記入すること。なお、四捨五入前の数量が1.0kg以上の場合は届出の対象。

8. 物質名称は、第2種特定化学物質の名称又は第2種特定化学物質使用製品の名称及び当該製品に含有されている第2種特定化学物質の名称を記入のこと。

9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

10. 届出者等整理コード、物質管理番号、官報整理番号及び用途番号は、記入要領を参考とすること。

11. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記入要領に掲げる用途のうち「98（その他）」と記入した場合には、具体的な用途名を記入すること。

2. 製造予定数量、輸入予定数量又は出荷予定数量

2 / 2

(法第35条第2項の場合は、変更後の数量を記入)

(1) 第2種特定化学物質等の名称

[物質名称] _____

[物質管理番号] —

[官報整理番号] —

(2) 製造予定数量、輸入予定数量又は出荷予定数量 (単位：kg)

年度

	製造予定数量 (kg)	輸入予定数量 (kg)	出荷予定数量 (kg)
年度計			

3. 第2種特定化学物質等を製造予定の事業所名及びその所在地

① 製造事業所名 ()

② その所在地 ()

(輸入予定の場合は製造される国名又は地域名を記入)

4. 第2種特定化学物質又は第2種特定化学物質使用製品の用途別出荷予定数量

用途番号	出荷先での具体的用途	出荷予定数量 (kg)
— ()		 (kg)
— ()		 (kg)
— ()		 (kg)
— ()		 (kg)
— ()		 (kg)
— ()		 (kg)
— ()		 (kg)
— ()		 (kg)
	合 計	 (kg)

様式第15（第15条の2 関係）

収 去 証

住所

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

収去場所

化学物質名及びその数量

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第5項の規定により収去する。

年 月 日

官職 氏 名

印

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。
- 2 独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員が収去する場合にあつては、官職に代えてその所属を記載すること。

様式第16（第16条第1項関係）

(表面)

8 センチメートル

第 号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第1項から第3項までの規定による立入検査等を行う職員の

身 分 証 明 書

職名

氏名

年 月 日生

年 月 日交付

有効期間

経済産業大臣

印

(裏面)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜すい

臣のものは檢必
大それた件にせ
環境をそ物たす
及び号所の収
臣に第事務験を
大度らそのは物
業限か者類又字
産な号た書、り
済要け、せ
經必第受薄さ限
行に項を帳間
大施第一認、質
勤の条の入者の
勞律三項に保る
生法第四立閑
厚の、第に小で
第條、こに條所最がこ

第44條は職第事査要こ

行、化入者の
 員特定に依
 法に規定し
 法の1項の
 この第1事
 れ、者第の
 是ぞ人条他
 臣れ輪3の
 大そ可第5
 務許は所の
 主ては又務
 又はおし業
 臣に若事者
 大度者取し
 業限等薄さ
 産な造等を
 済要製質出
 経必可物屋
 2に許すのり

3 主務大臣の職員のこの法律の施行に必要なる限度にお所の
いそ務を大それた職業員に於ては、第34条に規定するその事務の
そ物件を他事査必要なく、最下限度に、規程、書類又試験の取
去せにせしめ、その必要なく、最下限度に、規程、書類又試験の取

4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

9 第1項から第3項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

[illegible]

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

四 第44条第1項から第3項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

[illegible]

三 第58条第3号、第59条又は前条 各本条の罰
金刑

様式第17（第16条第2項関係）

(表面)

8 センチメートル

第 号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第5項
の規定による立入検査等を行う職員の

身 分 証 明 書

職名

氏名

年 月 日生

年 月 日交付

有効期間

独立行政法人

製品評価技術基盤機構

理事長

印

(裏面)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜すい

第44条、員5業せなと、
は職第事査要こ

施行に定むる者の
施に定むる者の
律職に定むる者の
法の1の所せ最が
の第1事査なと
こ、者第の檢必る
は、人条他をにせ
臣れ輸35の件にせ
大そ可第の物た去
務、許は所他取
主ては又者他驗を
主ては又者他驗を
又おし業のそは物
臣に若事者類又学
大限度者取し、せり
業限等薄さ限に
産な造等を薄さ限
濟要製質出張間
經必可物雇、帳間
に許客るにに分

3 主務大臣の職員の法律第34条の施行に必要となる限度のお所の事務他、その試験を収
いそ物た去せに、開限る。

4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、
 独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、第1項から第3項までの規定による立入検査、質問又は収去を行わせることができる。

6 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入
 6 検査、質問又は収去を行わせる場合には、機構に
 対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示
 してこれを実施すべきことを指示するものとする

7 機構は、前項の指示に従つて第5項に規定する立入検査、質問又は収去を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

8 第五項の規定により機構の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

9 第1項から第3項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第45条 経済産業大臣は、前条第5項に規定する立
入検査、質問又は取去の業務の適正な実施を確
保するため必要があると認めるときは、機構に對
する、当該業務に関し必要な命令をすることが

第46条 機構が行う収去について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができる。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

四 第44条第1項から第3項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

人業しし各人の行為に對しては、行人の對人又反法に於ては、人違ひのその法の定め、若規か、若るほを、法がける刑は者掲す金、又是に罰する者從号をるす、代表の各々め科代他の爲定をその次に刑、法人しは各罰用開き該の條使と当案務たて本

三 第58条第3号、第59条又は前条 各本条の罰金刑

様式第18〔第21条第1項関係〕

電子情報処理組織使用届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所

氏名又は名称及び法人にあ

っては、その代表者の氏名 (印)

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第1項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第8条第1項、第9条第1項若しくは第13条第1項の届出、第17条第2項若しくは第21条第1項の申請、同条第2項の届出、第22条第2項の申請又は第26条第1項若しくは第2項、第27条第2項、第32条第1項、第35条第1項、第2項若しくは第6項の届出に係る電子情報処理組織について、以下の事項を届け出ます。

届出者等確認コード

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「届出者等確認コード」の欄には、暗証番号として用いる7桁のアラビア数字の組合せを記載すること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第19〔第21条第3項関係〕

電子情報処理組織変更届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所

氏名又は名称及び法人にあ

っては、その代表者の氏名 (印)

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「変更事項」の欄には、届出者等確認コードを記載すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第20〔第21条第3項関係〕

電子情報処理組織使用廃止届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所

氏名又は名称及び法人にあ

っては、その代表者の氏名 (印)

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第3項の規定に基づき、使用を廃止する電子情報処理組織について、以下の事項を届け出ます。

1 届出者等確認コード

2 届出者等コード

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第21（第22条関係）

光ディスク提出票

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
っては、その代表者の氏名
住所

⑨

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 条第 項の規定による申請（、届出又は報告）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1 光ディスクに記録された事項

2 光ディスクと併せて提出される書類

（備考）

1 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。

2 法令の条項については、当該申請（、届出又は報告）の適用条文名を記載する。

3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。

4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請（、届出又は報告）の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。

5 「押印」の欄には、押印することとされている書類について光ディスクによる手続を行う場合にあつては、押印する。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

6 該当事項がない欄は、省略する。